

一般財団法人 Second Birthday

支援金申請要件

第1条（目的）

本規程は、家庭内性犯罪の被害を受け、刑事告訴を行い、検察により起訴に至った被害者に対し、生活再建および社会的自立を支援するため、当財団が実施する支援金給付の申請要件を定めるものである。

第2条（必須要件）

支援金の申請者は、以下のすべてを満たす必要がある。

1. 3親等内の血族及び姻族から性加害を受けたこと
 2. 上記1.の加害について刑事告訴を行ったこと
 3. 検察により起訴がなされ罪状が明確化されてから、6ヶ月以内であること
 4. 当該起訴の犯罪が行われた当時、被害者年齢が未成年であったこと
-

第3条（支援金額）

支援金額は、申請者の生活状況に応じ、以下の金額を上限として理事会にて決定するものとする。

1. 生活保護を受給している場合: 50,000円
2. 障害年金(1級)を受給している場合: 100,000円
3. 障害年金(2級)を受給している場合: 300,000円
4. 障害年金(3級)を受給している場合: 600,000円
5. 上記いずれの公的給付も受給していない場合: 1,200,000円
6. 上記各号のいずれかに該当し、かつ、実父または実母のいずれも刑事告訴の被告人である場合: 上記各号の金額の2倍に相当する金額

-
7. 別途、理事会で特別に必要と認められた場合、上記各号の 1.5 倍を上限として増額できる。
-

第 4 条（必要書類）

申請時には、以下の書類を提出しなければならない。

1. 身分証明書(運転免許証またはマイナンバーカード)
2. 銀行通帳(金融機関名・口座名義・口座番号が確認できるページ)
3. 檢察庁発行の処分通知書(起訴されたこと、罪状の確認ができるもの)
4. 戸籍謄本(親族関係の確認ができるもの)
5. 年金給付に関する証明書類

不支給決定通知書、または年金証書、年金裁定通知書、年金決定通知書のいずれか

6. 生活保護不支給決定通知書の写し
-

第 5 条（審査および給付）

1. 申請から審査期間は 9-11 月、12-2 月、3-5 月、6-8 月のそれぞれ 4 半期ごとに行われ、各四半期の翌月末日までに審査結果を発表するものとする。
 2. 審査を通過した場合、翌月に半金の支援金を一括送金する。
 3. 判決後、判決文を提出した場合も、翌月に半金を一括送金する。
-

第 6 条（啓蒙活動協力）

1. 申請者は、啓蒙活動の一環として、申請時および判決後の 2 回のインタビューに応じるものとする。
2. インタビュー内容等に関する著作権その他一切の知的財産権は財団に帰属する。(今後の出版物等への掲載範囲について、個人特定ができる情報の掲載については申請者本人が選択できるものとする。)

3. また、当該被害に関する今後の出版物や出稿等により生じる著作権等も財団に帰属する。
 4. ただし、申請者が支援金の全額を返金した場合には、当該著作権の 50%を買い戻すことができる。
-

第 7 条（その他）

本規程に定めのない事項は、理事会において定める。

附則

本規程は、2025 年 9 月 18 日から施行する。